

下関市道路橋等定期点検業務共同企業体取扱要綱

平成30年5月8日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市が発注する道路橋等定期点検業務（以下「委託業務」という。）に係る共同企業体の基本的要件、競争入札参加資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の結成)

第2条 下関市が発注する大規模なものと認められる委託業務（設計金額が10,000千円以上の業務）で、共同請負により履行することが適当であり、効果的であると判断されるものについては、その都度次条に定める共同企業体により履行させるものとする。

(共同企業体の基本的要件)

第3条 委託業務を受注する共同企業体は、次に該当するものでなければならない。

- (1) 共同企業体を構成する業者（以下「構成員」という。）は、下関市競争入札参加資格を有するものであること。
- (2) 共同企業体の構成は、下関市内に主たる営業所を有する業者の受注機会を増進させ、かつ、委託業務について円滑、適切な履行が確保できるものであること。ただし、特殊なもので履行期間的に急を要し、かつ、高度な技術、能力を必要と認めるときは、主たる営業所を下関市外に有する業者のみで構成することができる。
- (3) 共同企業体の業務形態は、分担方式とする。
- (4) 構成員は、同一委託業務で2以上の共同企業体の構成員となることはできないものであること。

(競争入札公告等)

第4条 委託業務に係る競争入札については、原則として条件付き一般競争入札により実施するものとする。

- 2 前項の競争入札に参加しようとする業者は、任意に共同企業体を結成し、入札参加資格確認申請書に下関市道路橋等定期点検業務共同企業体協定書（別記様式）その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出するもの

とする。

(共同企業体の入札資格審査)

第5条 市長は、前条の規定により入札参加資格確認申請書の提出があったときは、共同企業体の各構成員について適格性の審査を行うものとする。

2 市長は、前項の審査の結果適格と認めたときは、その旨を入札参加資格確認通知書により当該共同企業体の代表者に通知する。

(共同企業体の契約不適合責任)

第6条 委託業務に係る契約の相手方となった共同企業体の存続期間満了後において、当該委託業務につき、契約不適合責任がある場合は、各構成員は連帯してその責めを負うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から施行する。